

令和6年美浦村告示第72号

次の業務について、企画提案競技に係る手続き開始にあたり参加希望者の募集を行うので、次のとおり公告する。

令和6年5月29日

美浦村長 中島 栄



1 業務概要

- (1)業務名 R07～R11美浦村教育クラウド導入及び運用支援業務
- (2)日 程 R07～R11美浦村教育クラウド導入及び運用支援業務委託事業者選定企画提案競技実施要領兼仕様書のとおり
- (3)提出場所の名称及び所在地
名 称 美浦村教育委員会 学校教育課
所在地 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515

2 業務の目的

令和7年8月リプレース予定の学校教育クラウドシステムについて、令和7年4月開校予定の美浦小学校におけるネットワーク構築などと一体化させて導入することで、事務処理時間の短縮、書類作成の迅速化、情報共有の円滑化などによる校務効率化と、負担軽減、業務の自動化、時間的な余裕の創出などによる教職員の省力化等を実現し、教育サービスの向上に貢献するもの。

3 業務の範囲

別紙、R07～R11美浦村教育クラウド導入及び運用支援業務委託事業者選定企画提案競技実施要領による。

4 参加資格

プロポーザルに参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。また、業務協力予定者についても、以下の要件のうち(1)から(4)を満たしていることを条件とする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく美浦村の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3)民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の

申し立てがなされている者でないこと。

- (4)美浦村建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成20年美浦村告示第94号。以下「要綱」という。）別表の措置要件のいずれかに該当したため、要綱第3条第1項及び第2項の規定により競争入札参加資格を有しないとされる期間を定められ、その期間内にある者でないこと。
- (5)品質管理およびセキュリティ管理の実施、改善等を継続的かつ適切に実施していること。なお、これを証する書類として以下の2つの登録認定証の写しを提出すること。
 - ①ISO9001（品質マネジメントシステム）
 - ②ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- (6)令和5・6年度美浦村競争入札参加資格者名簿のうち「物品・役務等」に登録があること。
- (7)学校ICTの環境整備は、教育行政サービスに直結するものであり、極めて重要な業務である。さらに、当該学校施設は、避難所及び行政出先施設ということもあり、不測の事態には行政事務サービスも求められること等、様々な問題に直面することが想定される。そのことを考慮し、提案書提出に関する参加資格は、以下全ての実績を有し、本要領記載の要求事項及び内容について確実に達成できる者であること。
 - ①学校ICTシステム又は、自治体情報システムに関する設計・開発若しくは構築・運用の実績
 - ②サーバー構築・運用の実績（「アカウントの一元管理」と「グループポリシーの設定」等のActive Directory環境の構築）
 - ③自治体ネットワークの構築・運用の実績
 - ④他社システムからのシステム移行（機器保守移管含む）の実績
- (8)営業拠点および保守拠点は役場まで120分以内に駆け付け可能な所在地にあること。かつ、その保守は全ての機器について、自社もしくは資本関係のあるグループ企業あるいは業務協力企業で対応可能なこと。
- (9)整備に伴い、ネットワークの形態が変更になる必要が生じたとき、又は村が必要と認めるときは随時提案し、柔軟な対応ができる者であること。

《美浦村建設工事等暴力団排除対策措置要綱別表》

措 置 要 件
1 有資格者である個人、有資格者の役員又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団等であると認められるとき。
2 業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行をするために暴力団等を利用したと認められるとき。
3 いかなる名義をもってするを問わず、暴力団等に対して金銭、物品、その他財産上の利益を与えたと認められるとき。
4 有資格者である個人、有資格者の役員又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5 暴力団等が所有、経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社との下請契約、原材料等の購入又は産業廃棄物処理施設を利用したと認められるとき。
6 暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けた場合の発注者への報告、警察への届出義務を怠ったと認められるとき。
7 建設工事等に関し、暴力団等の排除に関する美浦村の指示に従わなかったと認められるとき。

5 参加要領

別紙、R07～R11美浦村教育クラウド導入及び運用支援業務委託事業者選定企画提案競技実施要領による。

6 窓口および連絡先

(1)担当課

〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515
美浦村教育委員会 学校教育課

電話 029-885-0340 FAX 029-885-4953

電子メール gakkou@vill.miho.lg.jp

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年5月29日(水)から令和6年6月26日(水)まで。

美浦村のホームページからダウンロードすること。

URL : <https://www.vill.miho.lg.jp/page/page012875.html>

(3)参加意思確認申請書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限 令和6年6月26日(水)正午必着。

提出場所 (1)に同じ。

提出方法 持参のみ。

(4)提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限 令和6年7月29日(月)正午必着。

提出場所 (1)に同じ。

提出方法 持参のみ。

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 手続きに関する書類は返却しない。
- (3) 手続きに関する経費は参加者が負担すること。